

ご契約の確認にあたってのチェックポイント

このガイドは、保険申込書の保険契約者確認項目を記入するためのポイントを記載したものです。

このガイドをお読みのうえ、保険申込書の「ご確認欄」にチェックをお願いします。

各項目の詳細は、[重要事項のご説明]をご確認ください。

Step 1 被保険者の氏名、生年月日、年令、性別、職業・職務等は、保険申込書の内容でよろしいですか？ また、団体契約の被保険者(補償の対象となる方)の範囲、人数について説明を受け、ご確認いただきましたか？

ポイント

- 保険申込書の氏名欄、生年月日欄、年令欄、性別欄をご確認ください。
- 「傷害補償(標準型)特約」の職種級別は、[重要事項のご説明]をご確認ください。
- 団体契約・包括契約・商品付帯契約の被保険者の範囲は、下記のとおりとなります。

契約方式など			被保険者の範囲
一般団体契約			次の方を被保険者とすることができます。 ^(注) ・団体の構成員・団体の構成員の家族 ただし、退職者等を含めることができます。 [※] 企業体の場合、子会社・関連会社を含めることができます。
			構成員が自然人のみである場合は次の方を被保険者とすることができます。 ^(注) ・団体の構成員・団体の構成員の家族
			構成員が自然人でないもの(法人等)を含む場合は次の方を被保険者とすることができます。 ^(注) ・団体の構成員・団体の構成員の家族 ・団体の構成員の役員、従業員・団体の構成員の役員、従業員の家族
			下記の団体5条件などの要件をすべて充足し、第1類～第3類に該当しない団体 ^{〔団体〕} ①同一の共通目的を持つ方のみによって組織されている ②団体構成員が常時明確に把握されており代表者の定めがある ③会計帳簿等が整備されている ④団体を代表して保険契約者となる方は、保険契約上的一切の権利義務を遂行し得る ⑤保険加入のみを目的として組織された団体でない
明細付等契約			次の方を被保険者とすることができます。 保険契約者と一定の関係にある方を被保険者とすることができます。
包括契約			保険契約者と一定の関係にある方全員を被保険者とすることができます。
商品付帯契約			商品を直接購入した方または購入者が指定された利用者全員を被保険者とすることができます。

(注)「保険契約者である団体」または「構成員の福利厚生を主たる目的として設立された団体等」の常勤の役員、従業員およびその家族を準構成員等として一定の割合で被保険者に含めることができます。

- 被保険者の人数について、保険申込書の「被保険者数」欄をご確認ください。

Step 2 ①団体割引等の制度について説明を受け、ご確認いただきましたか？ ②被保険者への情報提供について説明を受け、ご確認いただきましたか？

ポイント

- 団体割引等の制度は下記のとおりとなります。団体割引等の制度の対象とならないことまたは対象となる割増引をご確認ください。詳細は代理店・扱者までお問い合わせください。

契約方式		適用条件の概要
団体割引	一般団体契約	一般団体契約に該当し、かつ被保険者が20名(家族)以上であること
	明細付等契約	特定の特約 ^(注) をセッテし、かつ、被保険者が20名以上であること ^(注) 特定の特約とは「準記名式契約(一部付保)特約」、「管理下中の傷害危険補償特約」、「通算短期率適用契約に関する特約」をいいます。
	商品付帯契約	商品付帯契約に該当し、かつ被保険者が50名以上であること
役職員一括割引	一般団体契約 明細付等契約	企業等(個人事業主を含みます)を保険契約者とし、その役員・従業員全員(2名以上であること)を一括 ^{(注1)(注2)} して被保険者とする保険契約であること。明細付等契約の場合は、「準記名式契約(全員付保)特約」がセットされていること。 ^(注1) 「役員のみ全員」または「従業員のみ全員」を一括して被保険者とすることができます。 ^(注2) ご希望により、次の方を除くことができます。 ・出向者・嘱託・臨時雇・パートタイマー・社外取締役など
	大口契約割引	被保険者が10,000名(家族)以上であること
損害率による割増引	一般団体契約	保険期間が1年間であり、被保険者数が1,000名(家族)以上、年間保険料が当社の定める基準以上であること
	商品付帯契約	特約期間が1年間の商品付帯契約のうち、前年度契約の損害率が良好な契約で、前年度契約の保険料が当社の定める基準以上であること
多數割引	ゴルフ場入場者契約	ゴルフ場入場者契約 ^(注) に該当し、かつ総入場者数が1保険契約につき6,500名以上であること ^(注) ゴルフ練習場入場者契約を除きます。

ポイント

- 保険契約のお申込みにあたっては、被保険者へ契約内容や注意喚起すべき情報を伝えさせていただく(情報提供を行う)必要があります。
- 契約方式などによって被保険者情報提供区分欄の○印は下記のとおりとなります。下記に該当しない場合および被保険者情報提供区分欄の詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

※一般団体契約等の契約方式はStep 1をご確認ください。

契約方式など	被保険者への情報提供の方法	被保険者情報提供区分欄
契約方式が「一般団体契約」で、かつ、第1類から第4類のいずれかに該当する契約 [※]	被保険者への情報提供を募集パンフレット、重要事項の説明等により行うことができます。	1
次のいずれかに該当する契約 ①被保険者の保険料負担がない(保険契約者が全額負担)契約 ②被保険者1名あたりの年間保険料が5,000円以下の契約		2
上記以外の契約	原則として代理店・扱者が被保険者への情報提供を行います。詳細は代理店・扱者までお問い合わせください。	

Step3 他の保険契約等、保険金請求歴について、保険申込書の内容でよろしいですか？

ポイント

- 「他の保険契約等」が「あり」の場合は、「他の保険契約等」について、その合計保険金額(日額)もご記入ください。
- 「他の保険契約等」の加入状況等により保険金額を制限させていただく場合がありますのでご了承ください。

Step4 保険期間、保険料の払込方法等は、保険申込書の内容でよろしいですか？

([MS & AD型・個賠型の場合]保険料を暫定保険料とする場合は、精算方法を含みます。)

ポイント

- 保険期間は、1年間で設定してください。また、ご契約内容により1年に満たない短期契約も可能です。
- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります(ご契約内容により選択できない場合があります)。
- MS & AD型または個賠型の場合で、保険料を暫定保険料とするご契約の場合は、確定保険料との精算方法についてもご確認ください。なお、一定の条件に合致した場合、「保険料確定特約(包括契約特約用)」または「保険料確定特約(ゴルフ入場者包括用)」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式を選択できます。その場合、次の事項を確認のうえ、保険料の確定精算省略に関する同意および告知に関する書類を提出してください。

<注意していただきたい事項>

- ①保険期間中に「保険料確定特約(包括契約特約用)」または「保険料確定特約(ゴルフ入場者包括用)」をセットしない方式には変更できません。
- ②保険申込書等提出書類のなかの「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近1か年の人数等を申告(記入)ください。※申告した人数等を立証できる書類を提出していただく場合があります。
- ③保険期間終了時に人数等が減少・増加した場合でも、返還保険料のお支払いまたは追加保険料の請求はしません。
- ④ご契約時に申告された申告書(付属書類を含みます)記載の人数等の保険料算出の基礎数値は、ご契約時点で把握可能な最近の会計年度または把握可能な直近1か年の数値に相違がないかご確認ください。
- ⑤保険料算出の基礎数値が、保険期間中に著しく変更となる見込みがある場合、この特約はセットできません。
- ⑥ご契約が保険期間中に失効または解除・解約された場合(中途更改を含みます)、確定精算は行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い、保険料を返還・請求します。
- ⑦この特約をセットした保険契約を解約する場合、この特約をセットしない場合に比べて返還保険料が少ないことがあります。
- ⑧「保険料算出の基礎に係る根拠資料」の内容について、個別に確認する場合があります。

Step5 補償内容、保険金額、保険料等は、保険申込書の内容でよろしいですか？

また、補償の重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただき、特約のセット要否をご確認ください。

ポイント1

- 補償内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合等)は、お申込みの商品や特約等によって異なります。
- 「特約」について、希望どおりとなっていることをご確認ください。

ポイント2

- 補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

Step6 Step1～Step5 の内容がすべてご意向にそった内容になっていることを再度ご確認いただきとともに、「重要事項のご説明」(クーリングオフに関する説明を含む)について、ご確認いただきましたか？

ポイント

- 契約する前に必ず Step1～Step5 の内容をすべて確認・チェックしてください。その後、「ご確認欄」の「はい」にチェックされていることを確認のうえ、「申込人(保険契約者)ご署名欄」に押印(個人の場合はフルネームで署名)してください。

本ガイドの項目以外に、「重要事項のご説明」には重要な項目が記載されています。

特に「注意喚起情報」にはお客様にとって不利益となる情報も記載されていますので、必ずご一読ください。

1 はじめに

- この書面は、団体総合生活補償保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて代理店・扱者または当社へご請求ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともに届けられます。
- ご契約の手続き完了後、1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

保険商品の内容を ご理解いただいた ための事項	ご契約に際して保険契約者にと って不利益になる事項等、特に ご注意いただきたい事項	このマークの項目は、「ご契 約のしおり(普通保険約款・ 特約)」に記載しています。
-------------------------------	---	---

3 この書面の構成

I 契約締結前におけるご確認事項 ...P2~4	1.商品の仕組み 2.基本となる補償 等 3.保険料の決定の仕組みと払込方法 等 4.満期返れい金・契約者配当金
II 契約締結時におけるご注意事項 ...P5~6	1.告知義務(ご契約時にお申出いただく事項) 2.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等) 3.傷害死亡保険金受取人 4.現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約
III 契約締結後におけるご注意事項 ...P7	1.通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項) 2.解約と解約返れい金 3.被保険者からの解約
その他、ご留意いただきたいこと	...P8

4 用語の説明

危 險	損害等の発生の可能性をいいます。
交 通 乘 用 具	電車、自動車、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます)、自転車、航空機、ヨット、モーターボート、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約等に定められたものをいいます。
準記名式契約	保険契約者と一定の関係にある方を被保険者とし、加入申込票兼被保険者明細書等に被保険者氏名を記載することなく、あらかじめ定めた条件で補償する契約方式です。ご契約にあたっては、被保険者名簿の備え付けが必要です。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
特 約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合のその補充・変更の内容を定めたものです。

配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
被保険者 普通保険約款	保険契約により補償の対象となる方をいいます。保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責期間	事故の発生の日からその日を含めて起算する保険金の支払の対象とならない期間をいい、保険金ごとに保険証券記載の期間または日数をいいます。

5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口
当社へのご相談・苦情がある場合
0120-101-060 (無料)
受付時間 平日9:00~17:00 土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ご契約の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。「保険証券」「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 一部のご用件は営業店等からのご対応となります。
事故が起こった場合
遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損害保険 あんしんサポートセンター 0120-985-024 (無料)
受付時間 24時間365日 おかげ間違いにご注意ください。 IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

指定紛争解決機関	注意喚起情報
当社との間で問題を解決できない場合	
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター	
ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808	
受付時間 平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます) 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 携帯電話からも利用できます。 電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。 おかげ間違いにご注意ください。 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)	

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

(1)商品の仕組み

団体総合生活補償保険(標準型)は、被保険者がケガを被った場合などを補償する保険です。また、主な特約は次のとおりです。

- ★:必ずセットが必要な特約
- :任意にセットできる主な特約
- ▲:ご契約条件により自動でセットされる特約
- :すべてのご契約にセットされる特約

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。(注)	★傷害補償(標準型)特約

(注)「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合は、交通事故や交通乗用具の火災によって被ったケガに限り保険金をお支払いします。

補償の種類	任意にセットできる主な特約	自動でセットされる主な特約
ケガの補償	傷害部位・症状別保険金補償特約 傷害入院時一時金補償特約	熱中症危険補償特約 交通事故危険のみ補償特約
その他の補償	所得補償特約 携行品損害補償特約 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	医療費用補償特約 日常生活賠償特約

(2)被保険者の範囲

- ご契約内容により被保険者となる方が限定されている場合があります。また、特約により加入できる被保険者の年齢が決まっているものがあります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 基本となる補償の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の型をお選びください(準記名式契約の場合は「本人型」のみ選択できます)。なお、家族構成は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

型	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	同居の親族・別居の未婚の子(注1)(注2)
本人型	○	×	×
家族型	○	○	○
夫婦型	○	○	×
配偶者対象外型	○	×	○

●次の特約の被保険者は上記で選択した被保険者の範囲に関わらず次のとおりです。

特約	被保険者の範囲		
	本人	配偶者	本人またはその配偶者の同居の親族(注1)・別居の未婚の子
日常生活賠償特約 受託物賠償責任補償特約	○(注3)	○(注3)	○(注3)
弁護士費用特約	○	○	○
所得補償特約 医療費用補償特約	○	×	×

●育英費用補償特約の被保険者としてご加入できる方は、次の両方に該当する方となります。

- 満期日において満23才未満の方または、始期日において学校教育法に定める学校に在籍する方もしくは入学手続きを終えた方
- 扶養者がいる方

●上記以外でも特約により被保険者の範囲が決まっているものがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(注1) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 同居の親族・別居の未婚の子とは、家族型では「本人またはその配偶者の同居の親族」または「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。

配偶者対象外型では「本人の同居の親族」または「本人の別居の未婚の子」をいいます。

(注3) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

2. 基本となる補償 等

(1) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

基本となる補償	保険金の種類	お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
ケガの補償	傷死保険	傷亡金	事故の日から180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
	傷後障害保険	害遺害金	事故の日から180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。保険期間を通じ合算して、傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
	傷入保険	害院金	ケガの治療のため免責期間を超えて入院した場合に、入院日数1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。事故の日から180日以内の入院を対象とし、1事故につき180日を限度とします。
	傷手保険	害術金	ケガの治療のため事故の日から180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。傷害入院保険金の免責期間満了日の翌日以降の手術が対象となります。また、1事故につき1回の手術に限ります。 ①入院中に受けた手術 ②左記①以外の手術 傷害入院保険金日額×10 傷害入院保険金日額×5
	傷通保険	害院金	ケガの治療のため免責期間満了日の翌日以降に約款所定の通院をした場合に、通院日数1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。事故の日から180日以内の通院を対象とし、1事故につき90日を限度とします。

(注)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(2) 主な特約の概要 契約概要

●日常生活賠償責任特約

住宅(注1)の所有・使用・管理に起因する偶然な事故または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、日本国内外で被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害、または日本国内で被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。(注2)

(注1) 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。

(注2) 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフカートを除きます)の所有・使用または管理による事故を除きます。

●携行品損害補償特約

被保険者が居住する住宅(敷地を含みます)外で、偶然な事故により、被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に、保険金をお支払いする特約です。

※新価保険特約(携行品損害補償特約用)が自動セットされます。

※携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、漁具など保険の対象に含まれない物があります。詳細は特約をご確認ください。

●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、アマチュアゴルファーである被保険者が他の競技者と同伴し、パー35以上9ホールをラウンドするゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したときに、慣習として約款所定の費用を負担したことによって損害を被った場合に、保険金をお支払いする特約です。

※保険金お支払い時に、当社の求めるホールインワン・アルバトロスを証明できるものが必要になります。詳細は特約をご確認ください。

※キャディー等のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、次の場合にかぎり、保険金をお支払いします。

・同伴競技者以外の第三者の目撃(注)がある場合

・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合

(注) 目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません)。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することができます。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確

認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 所得補償特約
- 医療費用補償特約
- 日常生活賠償特約
- 受託物賠償責任補償特約
- 携行品損害補償特約
- ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)
- 育英費用補償特約
- など

(4) 保険金額の設定 契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書・加入申込票兼被保険者明細書等をご確認ください。

①各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年令・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

②所得補償特約をセットする場合の所得補償保険金額は、被保険者の加入する公的保険制度(注1)による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額(注2)の範囲内で、適正な額となるように設定してください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額(注3)を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

(注1)公的保険制度とは、健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます。

(注2)平均所得額とは、お申込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

(注3)平均月間所得額とは、被保険者が就業不能となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①保険期間: 1年間(ご契約内容により1年に満たない短期契約も可能)

②補償の開始: 始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)

③補償の終了: 満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

①保険料は、保険金額・保険期間および職業・職務等により決まります。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書をご確認ください。

②この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。また、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。なお、解約時、ご契約内容の変更時、包括契約等契約時に暫定保険料を領収するご契約の確定精算時においても、最低保険料を適用します。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

※暫定保険料の詳細は、後記「その他、ご留意いただきたいこと」5確定精算をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

①ご契約の保険料は、分割払(注)または一時払で払い込んでください。なお、キャッシュレス(口座振替、クレジットカード払)で払い込むことができます(ご契約内容により現金で払い込むこともできます)。ただし、ご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない払込方法があります。

(注) 保険料割増が適用されます。

※現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

②保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報

①口座振替により払い込む初回保険料および第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合、保険料払込期日の翌月末日まで払込みの猶予があります(注)が、猶予期間を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替については、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、保険料払込期日の翌月末まで払込みを猶予します。なお、分割保険料の口座振替が2か月連続でできないことが保険期間中に2回以上となる場合には、原則として満期日までの未払込みの保険料全額を一括して請求します。

②分割払でご契約の場合、当社が傷害死亡保険金をお支払いすべき事故が発生したときには、未払込みの保険料を請求することができます。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
- (注) 次において、[1]③、[2]③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

【告知事項】

[1]「準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約」「準記名式契約(全員付保)(職名等別保険金額)特約」「準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約」「準記名式契約(一部付保)(職名等別保険金額)特約」をセットした契約

- ①職業・職務(注1)
②被保険者数
③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

[2]上記[1]以外のご契約

- ①被保険者の生年月日、年令(注3)、職業・職務(注1)

- ②健康状態告知(注3)

ご注意

- 健康状態告知は、健康状態告知書質問事項をよくお読みのうえ、回答を「健康状態告知書質問事項回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者本人が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、ご契約をお受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- 「健康状態告知についてのご案内」にも注意事項を記載していますので、あわせてご確認ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なる場合には、保険期間の開始時(※)から1年以内であれば、ご契約を解除することができます。また、保険期間の開始時(※)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(※)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。
- (※) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

- ③同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

(注1) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し、極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

- 傷害補償(標準型)特約の職種級別表 ※「交通事故危険のみ補償特約」「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットする場合を除きます。

級別	職業例
A	●主婦・学生・無職者 ●下記B以外の職業従事者 等
B	●農林業作業者 ●採鉱・採石作業者 ●建設作業者 ●木・竹・草・つる製品製造作業者 ●漁業作業者 ●自動車運転者(助手を含む)

- 所得補償特約の職種級別表(抜粋) ※下表に記載のないご職業は、代理店・扱者までお問合せください。

級別	職業例
1級	会社役員・管理職(作業危険のない方)、一般事務員、医師、飲食店主、卸・小売店主・従業員(危険物を取り扱わない方) 等
2級	研究者・技術者(危険物を取り扱わない方)、電気機械器具組立工(手工)、計器組立工、計器類修理工、理容師、調理人 等
3級	陶磁器成形工、化粧品製造工、板金工、鋳物工、金属工作機械工、建設作業者、建設機械運転工 等

(注2) タフ・ケガの保険、学生・こども総合保険、タフ・ケガの保険[積立タイプ]等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

(注3) 所得補償特約、医療費用補償特約のいずれかをセットした場合に告知事項となります。

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下のため、ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

3. 傷害死亡保険金受取人

注意喚起情報

- ①被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- ②被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご契約された場合、保険契約は無効となります。
- ③被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。
- ※企業等が保険契約者および傷害死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とする場合は、保険契約者から、被保険者(従業員等)に対し、保険の加入についてご説明ください。

4. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

注意喚起情報

(1) 現在のご契約について解約・減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たなご契約(団体総合生活補償保険)の申込みをする場合のご注意事項

- ①被保険者の健康状態などにより、新たなご契約をお受けできない場合があります。
- ②所得補償特約、医療費用補償特約をセットされる場合、新たなご契約の保険期間の開始時より前に病気またはケガを被っていたときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たなご契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たなご契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たなご契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- (注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なることがあります。

III 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

(1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

[1]「準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約」「準記名式契約(全員付保)(職名等別保険金額)特約」「準記名式契約(一部付保)(同一保険金額)特約」「準記名式契約(一部付保)(職名等別保険金額)特約」をセットした契約

- ①職業・職務を変更した場合(注)
- ②被保険者数が変更となる場合

[2]上記[1]以外のご契約

- 被保険者本人の職業・職務を変更した場合(注)

(注)「交通事故危険のみ補償特約」「自転車搭乗中等のみ補償特約」をセットした場合を除きます。

(2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、次の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の中途であってもご契約を解除することができます。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度の危険な職業

(3) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ②特約の追加など、契約条件を変更する場合
- ③(所得補償特約をセットした契約のみ)ご契約時に保険金額を平均所得額より高く設定していたことが判明した場合またはご契約後に所得の平均月間額が著しく減少した場合
- ④(育英費用補償特約をセットした契約のみ)扶養者の変更が発生した場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。

●ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

3. 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めるることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者が解約を希望するとき

【注】「被保険者による保険契約の解約請求について」参照

その他、ご留意いただきたいこと

1 事故が起きた場合

事故が起きた場合、30日以内にご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時にご提出していただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

【注】「事故が起きた場合の手続き」参照

【注】「事故時の手続き等について知りたい場合」

2 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受け会社等(海外にあるものを含む)に提供することができます。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

3 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

4 危険を有する職業に変更した場合のご注意

夫婦型・家族型・配偶者対象外型のご契約で、被保険者がテスラライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等の職業に変更した場合は、その職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。

5 確定精算

保険料を見込人数をもとに計算した暫定保険料等により契約した保険契約は、満期後に確定保険料との差額を精算する契約方式となります。なお、契約内容により一定の条件に合致した場合、「保険料確定特約(包括契約特約用)」をセットすることにより、確定精算を不要とする契約方式を選択できます。その場合には、「ご契約ガイド」を確認のうえ、保険料の確定精算省略に関する同意および告知に関する書類を提出してください。

6 重大事由による解除

次のことがあります場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

7 繰続契約について

保険金請求状況や年令などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないこと、または補償内容を変更させていただくことがあります。また、当社が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

【注】「保険期間終了後にこの契約を継続する場合のご注意」

【注】「継続契約について」参照

8 請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、当社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。所得補償特約や損害を補償する特約をセットした場合のご注意

【注】「請求権等の代位について」参照

9 共同保険について

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

10 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等はケガの補償については80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

※ケガの補償以外の保険金、解約返れい金等の補償割合は、当社または代理店・扱者までお問合わせください。